



いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和6年5月16日
福島地方気象台

福島県の洪水警報・注意報の基準変更について

福島県の洪水警報・注意報について、令和6年5月23日(木)に発表基準を変更します。

福島県内の一部河川について、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)の流路を実態に合わせて修正し、それを基に再計算した流域雨量指数および表面雨量指数と災害の関係から県内全市町村の洪水警報・注意報の基準を見直し、一部の市町村で変更します。

さらに、洪水キキクルで不自然な危険度の不連続が生じないように改善します。

今般の基準変更で、より適切なタイミングで該当する市町村に警報・注意報を発表することが可能となり、防災対応をよりの確に支援できるよう改善します。

1 洪水警報・注意報の発表基準を変更する市町村

福島市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、田村市、南相馬市、本宮市、川俣町、大玉村、鏡石町、南会津町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三春町、小野町(計 18市町村)

2 変更日時

令和6年5月23日(木)13時

3 補足

新しい基準は、令和6年5月23日(木)13時以降、気象庁ホームページで公表します。また、今回の基準変更は、同時に洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)に反映します。

(1) 警報・注意報発表基準一覧表(福島県)

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki_jun/fukushima.html

(2) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

問い合わせ先

福島地方気象台 水害対策気象官 佐々木
流域治水対策係長 梅田
電話 024-534-0321